

## 第9章 下請法に関する業務

### 第1 概説

下請法は、経済的に優越した地位にある親事業者が下請代金の支払を遅延するなどの行為を迅速かつ効果的に規制することにより、下請取引の公正化を図るとともに下請事業者の利益を保護する目的で、独占禁止法の不公正な取引方法の規制の補完法として昭和31年に制定された。

下請法は、親事業者が下請事業者に対し物品の製造・修理、プログラム等の情報成果物の作成及び役務の提供を委託する場合、親事業者に下請事業者への発注書面の交付（第3条）並びに下請取引に関する書類の作成及びその2年間の保存（第5条）を義務付けているほか、親事業者の禁止事項として、①受領拒否（第4条第1項第1号）、②下請代金の支払遅延（同項第2号）、③下請代金の減額（同項第3号）、④返品（同項第4号）、⑤買ったとき（同項第5号）、⑥物の購入強制・役務の利用強制（同項第6号）、⑦報復措置（同項第7号）、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済（同条第2項第1号）、⑨割引困難な手形の交付（同項第2号）、⑩不当な経済上の利益の提供要請（同項第3号）、⑪不当な給付内容の変更・不当なやり直し（同項第4号）を定めており、これらの行為が行われた場合には、公正取引委員会は、その親事業者に対し、当該行為を取りやめ、下請事業者が被った不利益の原状回復措置等を講じるよう勧告する旨を定めている（第7条）。

### 第2 違反事件の処理

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあるため、公正取引委員会は、中小企業庁と協力し、親事業者及びこれらと取引している下請事業者を対象として定期的に書面調査を実施するなど違反行為の発見に努めている（第1表及び附属資料5-1表参照）。

これらの調査の結果、違反行為が認められた親事業者に対しては、その行為を取りやめさせるほか、下請事業者が被った不利益の原状回復措置等を講じさせている（第2表及び附属資料5-2表参照）。

#### 1 書面調査

公正取引委員会は、令和元年度において、資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者6万名（製造委託等（注1）3万5810名、役務委託等（注2）2万4190名）及びその下請事業者30万名（製造委託等20万190名、役務委託等9万9810名）を対象に書面調査を実施した（第1表参照）。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況の推移

(単位：名)

年度	区分	書面調査発送件数	
		親事業者調査	下請事業者調査
元	元	60,000	300,000
	製造委託等	35,810	200,190
	役務委託等	24,190	99,810
30	元	60,000	300,000
	製造委託等	39,175	211,741
	役務委託等	20,825	88,259
29	元	60,000	300,000
	製造委託等	38,680	208,513
	役務委託等	21,320	91,487
28	元	39,150	214,500
	製造委託等	25,696	151,912
	役務委託等	13,454	62,588
27	元	39,101	214,000
	製造委託等	26,559	151,499
	役務委託等	12,542	62,501

## 2 違反被疑事件の新規着手件数及び処理件数

### (1) 新規着手件数

令和元年度においては、新規に着手した下請法違反被疑事件は8,515件である。このうち、書面調査により職権探知したものは8,360件、下請事業者等からの申告によるものは155件である（第2表及び附属資料5-2表参照）。

### (2) 処理件数

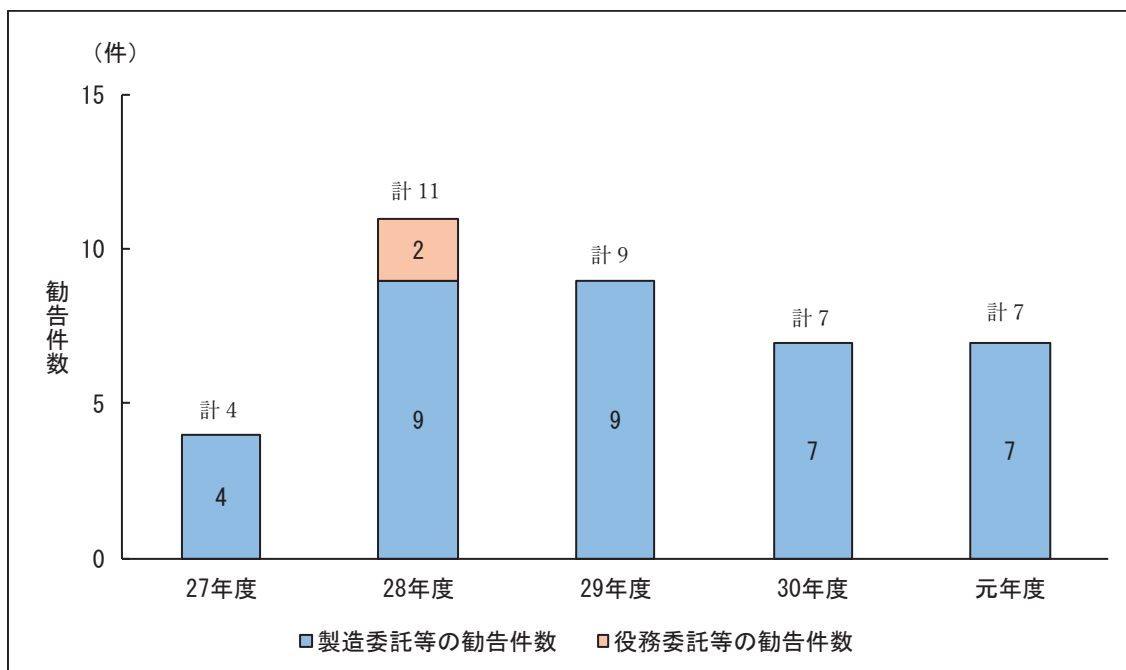
令和元年度においては、公正取引委員会は、8,315件の下請法違反被疑事件を処理し、このうち、8,023件について違反行為又は違反のおそれのある行為（以下総称して「違反行為等」という。）があると認めた。このうち7件について同法第7条の規定に基づき勧告を行い、いずれも公表し、8,016件について指導の措置を採るとともに、親事業者に対して、違反行為等の改善及び再発防止のために、社内研修、監査等により社内体制を整備するよう指導した（第2表、第1図及び附属資料5-2表参照）。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況の推移

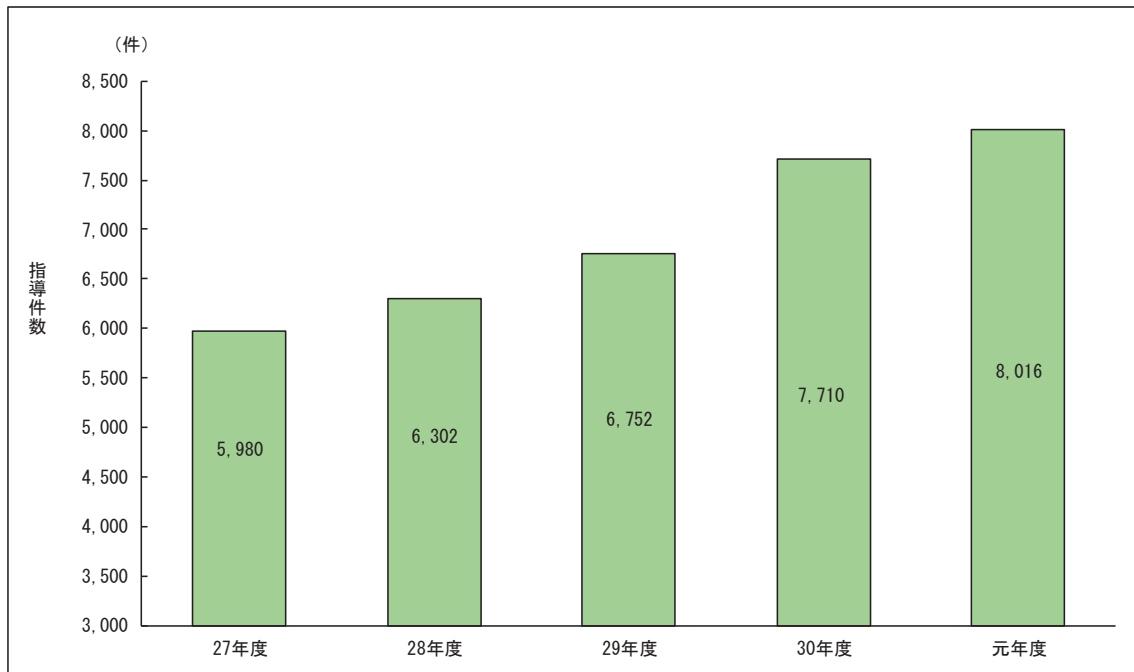
(単位：件)

区分 年度	新規着手件数				処理件数				
	書面調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導	小計		
元	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315
製造委託等	5,725	100	0	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
役務委託等	2,635	55	0	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605
30	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099
製造委託等	5,276	84	0	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513
役務委託等	2,481	57	0	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586
29	7,173	97	1	7,271	9	6,752	6,761	307	7,068
製造委託等	5,033	61	1	5,095	9	4,718	4,727	205	4,932
役務委託等	2,140	36	0	2,176	0	2,034	2,034	102	2,136
28	6,477	112	0	6,589	11	6,302	6,313	290	6,603
製造委託等	4,554	82	0	4,636	9	4,447	4,456	193	4,649
役務委託等	1,923	30	0	1,953	2	1,855	1,857	97	1,954
27	6,210	95	0	6,305	4	5,980	5,984	287	6,271
製造委託等	4,382	69	0	4,451	4	4,224	4,228	196	4,424
役務委託等	1,828	26	0	1,854	0	1,756	1,756	91	1,847

第1図 下請法の事件処理件数の推移



(注1) 勧告を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本図においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。  
 (注2) このほか、勧告に相当するような自発的な申出事案もある(後記5参照)。



### 3 違反行為類型別件数

令和元年度において勧告又は指導が行われた違反行為等を行為類型別にみると、手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は6,609件（違反行為類型別件数の延べ合計の48.9%）である。このうち、発注時に下請代金の額、支払方法等を記載した書面を交付していない、又は交付していても記載すべき事項が不備のもの（第3条違反）が5,864件、下請取引に関する書類を一定期間保存していないもの（第5条違反）が745件である。また、実体規定違反（第4条違反）は、6,919件（違反行為類型別件数の延べ合計の51.1%）となっており、このうち、下請代金の支払遅延（同条第1項第2号違反）が3,651件（実体規定違反件数の合計の52.8%）、下請代金の減額（同項第3号違反）が1,150件（同16.6%）、買ったたき（同項第5号違反）が721件（同10.4%）となっている（第3表及び附属資料5-3表参照）。

第3表 下請法違反行為類型別件数の推移

(単位：件，(％))

違反行為類型	年度	元		30		29			
		製造委託等	役務委託等	製造委託等	役務委託等	製造委託等	役務委託等		
受領拒否 (第4条第1項第1号違反)	32 (0.5)	29 (0.6)	3 (0.1)	46 (0.7)	36 (0.7)	10 (0.5)	23 (0.4)	19 (0.5)	4 (0.2)
下請代金の支払遅延 (第4条第1項第2号違反)	3,651 (52.8)	2,160 (45.7)	1,491 (68.1)	3,371 (49.4)	2,051 (42.2)	1,320 (67.2)	3,129 (54.2)	1,988 (48.2)	1,141 (68.9)
下請代金の減額 (第4条第1項第3号違反)	1,150 (16.6)	867 (18.3)	283 (12.9)	834 (12.2)	642 (13.2)	192 (9.8)	611 (10.6)	461 (11.2)	150 (9.1)
返品 (第4条第1項第4号違反)	14 (0.2)	11 (0.2)	3 (0.1)	19 (0.3)	14 (0.3)	5 (0.3)	20 (0.3)	19 (0.5)	1 (0.1)
買ったたき (第4条第1項第5号違反)	721 (10.4)	533 (11.3)	188 (8.6)	1,487 (21.8)	1,195 (24.6)	292 (14.9)	1,179 (20.4)	932 (22.6)	247 (14.9)
購入・利用強制 (第4条第1項第6号違反)	72 (1.0)	47 (1.0)	25 (1.1)	90 (1.3)	61 (1.3)	29 (1.5)	94 (1.6)	62 (1.5)	32 (1.9)
報復措置 (第4条第1項第7号違反)	1 (0.0)	1 (0.0)	0 (0.0)	5 (0.1)	3 (0.1)	2 (0.1)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
有償支給原材料等の対価の早期決済 (第4条第2項第1号違反)	98 (1.4)	92 (1.9)	6 (0.3)	113 (1.7)	110 (2.3)	3 (0.2)	92 (1.6)	89 (2.2)	3 (0.2)
割引困難な手形の交付 (第4条第2項第2号違反)	254 (3.7)	243 (5.1)	11 (0.5)	374 (5.5)	356 (7.3)	18 (0.9)	324 (5.6)	311 (7.5)	13 (0.8)
不当な経済上の利益の提供要請 (第4条第2項第3号違反)	336 (4.9)	287 (6.1)	49 (2.2)	348 (5.1)	291 (6.0)	57 (2.9)	261 (4.5)	212 (5.1)	49 (3.0)
不当な給付内容の変更・やり直し (第4条第2項第4号違反)	590 (8.5)	458 (9.7)	132 (6.0)	132 (1.9)	96 (2.0)	36 (1.8)	45 (0.8)	29 (0.7)	16 (1.0)
小計	6,919 (100)	4,728 (100)	2,191 (100)	6,819 (100)	4,855 (100)	1,964 (100)	5,778 (100)	4,122 (100)	1,656 (100)
発注書面不交付・不備 (第3条違反)	5,864	4,202	1,662	5,964	4,183	1,781	5,322	3,826	1,496
書類不保存等 (第5条違反)	745	458	287	778	520	258	649	448	201
虚偽報告等 (第9条第1項違反)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	6,609	4,660	1,949	6,742	4,703	2,039	5,971	4,274	1,697
合計	13,528	9,388	4,140	13,561	9,558	4,003	11,749	8,396	3,353

4 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和元年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者268名から、下請事業者7,469名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額27億7651万円相当の原状回復が行われた。

主なものとしては、①下請代金の減額事件において、親事業者は総額17億6191万円を下請事業者に返還し、②返品事件において、親事業者は下請事業者から総額6億6438万円相当の商品を引き取り、③下請代金の支払遅延事件において、親事業者は遅延利息等として総額3億2026万円を下請事業者に支払い、④不当な経済上の利益の提供要請事件において、親事業者は総額2556万円の利益提供分を下請事業者に返還した（第4表及び第2図参照）。

第4表 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

違反行為類型	年度	返還等を行った親事業者数(注2)	返還等を受けた下請事業者数(注2)	原状回復の金額(注1)
減額	元年度	104名	4,087名	17億6191万円
	30年度	120名	4,593名	1億8367万円
	29年度	140名	7,659名	16億7800万円
	28年度	131名	4,060名	18億4452万円
	27年度	93名	4,405名	7億7050万円
返品	元年度	11名	106名	6億6438万円
	30年度	7名	59名	1911万円
	29年度	11名	107名	360万円
	28年度	2名	17名	3億3957万円
	27年度	7名	161名	1億7896万円
支払遅延	元年度	132名	2,931名	3億2026万円
	30年度	165名	4,901名	4億2288万円
	29年度	138名	3,015名	1億9675万円
	28年度	144名	2,076名	6958万円
	27年度	124名	2,857名	3億2691万円
不当な経済上の利益の提供要請	元年度	8名	229名	2556万円
	30年度	7名	346名	1750万円
	29年度	8名	47名	633万円
	28年度	8名	98名	2190万円
	27年度	4名	123名	3078万円
受領拒否	元年度	1名	1名	208万円
	30年度	1名	1名	162万円
	29年度	3名	162名	14億7624万円
	28年度	1名	1名	—
	27年度	1名	4名	71万円
割引困難な手形の交付	元年度	1名	10名	109万円
	30年度	2名	8名	5万円
	29年度	1名	5名	158万円
	28年度	1名	5名	44万円
	27年度	1名	4名	44万円
購入等強制	元年度	4名	94名	61万円
	30年度	5名	152名	225万円
	29年度	2名	10名	6万円
	28年度	7名	221名	2359万円
	27年度	1名	199名	25万円

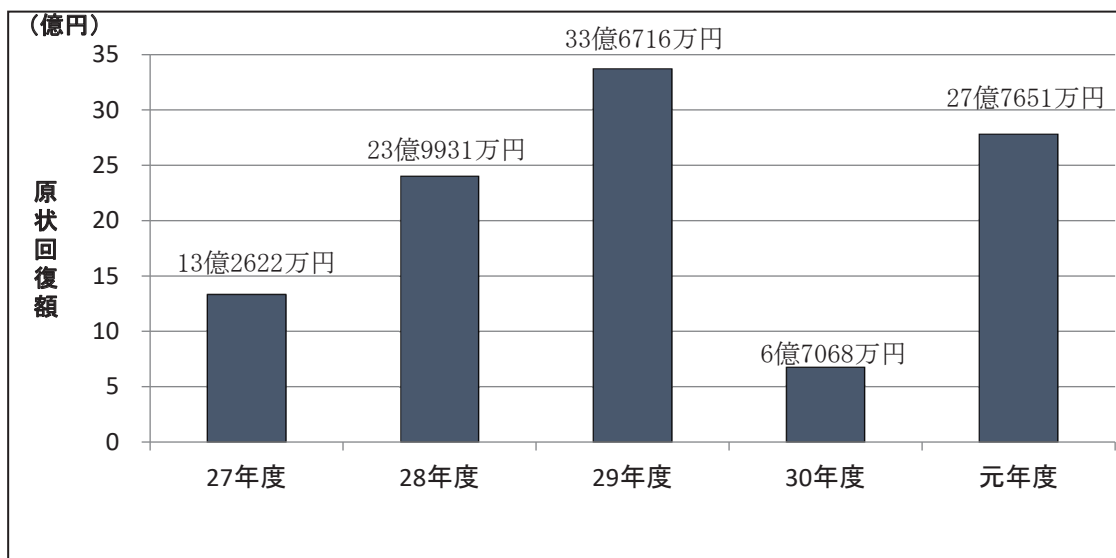
違反行為類型	年度	返還等を行った親事業者数(注2)	返還等を受けた下請事業者数(注2)	原状回復の金額(注1)
やり直し等	元年度	2名	4名	49万円
	30年度	2名	3名	24万円
	29年度	1名	1名	—
	28年度	3名	3名	1498万円
	27年度	2名	4名	1706万円
有償支給原材料等の対価の早期決済	元年度	3名	5名	6万円
	30年度	9名	95名	2088万円
	29年度	4名	19名	168万円
	28年度	5名	24名	58万円
	27年度	1名	1名	18万円
買ったたき	元年度	2名	2名	3万円
	30年度	3名	14名	244万円
	29年度	1名	1名	289万円
	28年度	1名	10名	8411万円
	27年度	2名	2名	38万円
合計	元年度	268名	7,469名	27億7651万円
	30年度	321名	10,172名	6億7068万円
	29年度	308名	11,025名	33億6716万円
	28年度	302名	6,514名	23億9931万円
	27年度	236名	7,760名	13億2622万円

(注1) 違反行為類型ごとの返還等の金額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない場合がある。

(注2) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

(注3) 該当がない場合を「—」で示した。

第2図 原状回復の状況



## 5 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者の受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、当委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日。詳細については、後記リンク先を参照）。

令和元年度においては、前記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は78件であった（第5表参照）。また、同年度に処理した自発的な申出は46件であった。令和元年度においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出により、下請事業者1,926名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額5849万円相当の原状回復が行われた（注）。

[https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke\\_tetsuduki/081217.html](https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html)

（注）前記 4 記載の金額に含まれている。

第5表 自発的な申出の件数

（単位：件）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
52	61	47	73	78



## 6 勧告事件及び主な指導事件

令和元年度における勧告事件及び主な指導事件は次のとおりである。

### (1) 勧告事件

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
食料品の製造販売業 (31. 4. 23勧告)	森永製菓(株)は、単価の引下げ改定を行ったところ、単価の引下げの合意日前に発注した食料品について引き下げた単価を遡って適用し、平成28年11月から平成30年5月までの間、下請代金の額から、下請代金の額と発注後に引き下げた単価を遡って適用した額との差額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 減額金額は、下請事業者5名に対し、総額958万2853円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
日用品、園芸用品、大工用品等の小売業 (元. 9. 27勧告)	(株)LIXIL ビバは、下請事業者に対し、自社の店舗（ホームセンター）における商品、商品棚、什器等の移動、商品の陳列等の作業（売場手直し）を行わせるため、下請事業者の利益との関係を明らかにすることなく、その従業員等を派遣するよう要請し、この要請に応じた下請事業者に対し、平成29年10月から平成30年12月までの間、35店舗において、延べ812人の従業員等を派遣させ、延べ6,131時間26分（休憩時間を含む。）にわたり、無償で当該作業を行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。 無償で提供させた役務のために要した費用相当額は、下請事業者43名に対し、総額973万7765円である。	第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）
ゴム射出成形機等の製造販売業 (元. 9. 27勧告)	三友工業(株)は、次のアからウまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 ア 「期間契約」の額（平成29年11月から平成31年1月までの間） イ 「特別物件価格協力」の額（平成29年11月から平成30年12月までの間） ウ 「手数料」の額（平成29年11月から平成31年3月までの間） 減額金額は、下請事業者36名に対し、総額2010万4269円である。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
自動車部品等の製造業 (元. 9. 30勧告)	東洋電装(株)は、単価の引下げ改定を行ったところ、単価の引下げの合意日前に発注した部品等について引き下げた単価を遡って適用し、平成30年1月から平成31年4月までの間、下請代金の額から、下請代金の額と発注後に引き下げた単価を遡って適用した額との差額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 減額金額は、下請事業者32名に対し、総額1567万8869円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
プラスチック製品の製造業 (元. 11. 22勧告)	誠和産業(株)は、平成30年2月から令和元年8月までの間、「仕入割引」を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 減額金額は、下請事業者54名に対し、総額2786万2291円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
<p>女性向け既製服等の小売業 (2.2.14勧告)</p>	<p>(株)レリアンは、消費者に販売する女性向け既製服等の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次の行為を行っていた。</p> <p>① 下請代金の支払遅延 下請事業者に製造を委託している商品の一部について、顧客に販売した日を下請事業者の給付を受領した日とみなして支払期日を定める消化仕入取引を行っていたため下請代金の支払期日が定められておらず、下請法第2条の2第2項の規定により、下請事業者の給付を受領した日が下請代金の支払期日と定められたものとみなされるところ、平成30年11月以降に下請事業者から受領した給付の一部について、当該下請事業者に対し、当該期日の経過後なお下請代金を支払っていない。</p> <p>② 下請代金の減額 次のアからエまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 ア 「マークダウン等による値引き」の額（平成30年11月から令和元年10月まで） イ 「手数料」の額（平成30年11月から令和元年12月まで） ウ 「金利」の額（平成30年11月から令和元年10月まで） エ (株)三景を通じて下請事業者の金融機関口座に下請代金を振り込む際に、(株)三景が実際に金融機関へ支払う振込手数料を超える額（平成30年11月から令和元年10月まで）</p> <p>③ 返品 ア 下請事業者から商品を受領した後、当該商品が売れ残ったことを理由として、平成30年11月から令和元年10月までの間、当該商品を引き取らせていた。 イ 一部の下請事業者に返品に係る送料を負担させていた。 支払遅延額は、下請事業者10名に対し、総額1億7015万8471円、減額金額は、下請事業者13名に対し、総額14億9105万8351円、返品した商品の下請代金相当額は、下請事業者13名に対し、総額6億5533万1070円であり、同社は勧告前に、下請事業者に対し、前記②イからエまでの額及び前記③イの送料の額を支払っている。</p>	<p>①第4条第1項第2号（下請代金の支払遅延の禁止） ②第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止） ③第4条第1項第4号（返品の禁止）</p>
<p>食料品等の製造販売業 (2.3.19勧告)</p>	<p>(株)サンクゼールは、下請事業者に対し、納品責任を負うべき場所を物流センターと指定した食料品等について、従前、物流センターの運営等に係る費用を徴収することなく物流センターに納品させていたが、下請代金の単価改定の機会及び物流センターに納品せず自社の各店舗等に直接納品するか否かの選択の機会を与えることなく、前記費用の一部として、「センターフィー」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を徴収することとし、平成29年12月から令和元年7月までの間、「センターフィー」を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 減額金額は、下請事業者31名に対し、総額3725万4503円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。</p>	<p>第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）</p>

## (2) 主な指導事件

違反行為等の概要	関係法条
食料品の製造を下請事業者に委託しているA社は、納入場所に空きがないことを理由に、あらかじめ定めた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。	第4条第1項第1号 (受領拒否の禁止)
印刷物の製造等を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。	第4条第1項第2号 (下請代金の支払遅延の禁止)
貨物の運送を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意をせず、振込手数料を下請代金の額から減じていた。	第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止)
コンピュータ周辺機器の製造を下請事業者に委託しているD社は、その受領後に、製品の販売先の発注ミス等、下請事業者の責めに帰すべき理由によらずに返品していた。	第4条第1項第4号 (返品禁止)
食品加工業務を下請事業者に委託しているE社は、発注数量が減少等しているにもかかわらず、下請事業者と十分な協議をすることなく、従来の単価に据え置いて下請代金の額を定めていた。	第4条第1項第5号 (買ったたきの禁止)
結婚披露宴の司会進行を下請事業者に委託しているF社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社が販売するディナーショーチケットを購入させていた。	第4条第1項第6号 (購入・利用強制の禁止)
プライベート・ブランド商品の製造を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。	第4条第2項第1号 (有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止)
自動化機械等の製造を下請事業者に委託しているH社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形（162日）を交付していた。	第4条第2項第2号 (割引困難な手形の交付の禁止)
自動車用内装部品の加工を下請事業者に委託しているI社は、下請事業者に対し、自社が所有する金型を貸与しているところ、当該部品を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、金型を無償で保管させていた。	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)
包装資材の製造を下請事業者に委託しているJ社は、下請事業者が発注するに当たり、発注書面に仕様を明確に記載しなかったにもかかわらず、納品された製品が発注書面に記載された仕様と違うとして無償で製造のやり直しをさせた。	第4条第2項第4号 (不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止)

### 第3 下請法の普及・啓発

---

下請法の運用に当たっては、違反行為を迅速かつ効果的に排除することはもとより、違反行為を未然に防止することも重要である。このような観点から、公正取引委員会は、次のとおり各種の施策を実施し、違反行為の未然防止を図っている。

#### 1 下請法等に係る講習会

##### (1) 基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

令和元年度においては、65回の講習会を実施した。

##### (2) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、下請法の普及・啓発を図るため、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施している。

令和元年度においては、47都道府県62会場（うち公正取引委員会主催分26都道府県33会場）で実施した。

##### (3) 応用講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや応用的な内容に関する講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を有する者を対象として、勧告事例等の説明、事例研究等を内容とする「応用講習会」を実施している。

令和元年度においては、9回の講習会を実施した（注）。

（注）このほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和2年2月28日以降に開催を予定していた応用講習会4回の開催を中止した。

#### 2 下請法に係る相談

##### (1) 下請法に係る相談

公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、下請法に係る相談を受け付けている。

令和元年度においては、9,173件に対応した。

##### (2) 中小事業者のための移動相談会（再掲）

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

令和元年度においては、25か所で実施した。

### (3) 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口を活用し、相談を受け付けている。

令和元年度においては、全国の商工会議所及び商工会で従事する経営指導員向けの研修会等へ24回講師を派遣するとともに、中小事業者向けリーフレット（「1分で分かる！独禁法」）等の参考資料を全国の商工会議所及び商工会へ配布した。

### 3 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法に係る相談に応じるとともに、下請法の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

令和元年度においては、事業者団体等へ51回講師を派遣した。

### 4 親事業者に対する下請法遵守のための年末要請

特に年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、下請代金の支払遅延、下請代金の減額、買ったたき等の行為が行われることのないよう、公正取引委員会及び経済産業省は、親事業者及び関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等について、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名の文書で要請している。

令和元年度においては、親事業者約20万名及び関係事業者団体約1,100団体に対し、11月15日に要請を実施した。

### 5 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和元年度における下請取引等改善協力委員（定員）は153名である。

令和元年度においては、5月以降2月末にかけて、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行うとともに、その概要を公表した（「令和元年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等」〔令和2年6月3日公表〕の別紙5「下請取引等改善協力委員から寄せられた主な意見」）。

